

高松広域都市計画事業高松港頭土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則及び高松広域都市計画事業高松港頭土地地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第21号

高松広域都市計画事業高松港頭土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則及び高松広域都市計画事業高松港頭土地地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 高松広域都市計画事業高松港頭土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成8年香川県規則第59号）
- (2) 高松広域都市計画事業高松港頭土地地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則（平成16年香川県規則第68号）

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。